

茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する基本指針

令和 8 年 8 月 7 日制定

第 1 趣旨

この指針は、茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例（令和 8 年茨城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、不法就労活動の防止に関する総合的な施策の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 不法就労活動の防止に関して総合的な施策を実施するに当たっての基本的考え方

急激な人口減少に伴う人手不足が大きな問題となる中、県では、本県産業を支える優秀な外国人材を確保するため、外国人材から選ばれる県づくりを目指し、各種施策を推進してきた。

一方で、外国人材の活用を進めるに当たっては、不法就労などルールを守らない者に対し、厳格に対応する必要がある。

不法就労活動の防止については、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）に定めがあるところであるが、本県の不法就労者数が増加している状況に鑑み、県では令和 8 年 6 月に条例を制定し、外国人の不法就労活動の防止を図り、もって本県経済の健全な発展に寄与するとともに、秩序ある共生社会の実現を図ることとしたところである。

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 4 条第 1 項において、国は、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用管理の改善の促進等を図るために必要な施策を充実することについて、総合的に取り組まなければならないとされているほか、同法第 5 条において、地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならないとされている。

以上を踏まえ、県では、不法就労活動の防止に取り組むとともに、外国人の適切な雇用機会の確保及び雇用管理の改善の促進にも併せて取り組んでいくものとする。

第 3 定義

(1) 不法就労活動

入管法第 24 条第 3 号の 4 イに規定する不法就労活動をいう。

(2) 外国人材適正雇用

不法就労活動の防止並びに外国人の適切な雇用機会の確保及び雇用管理の改善の促進を図ることをいう。

第 4 知事が実施する事業・施策

(1) 広報・啓発

条例第 6 条の規定に基づき、事業者及び外国人に対し広報及び啓発を実施する。

特に外国人に対しては、多言語又はひらがな表記のチラシ、ポスター等を用意するなどして、日本語に不慣れな者でも理解しやすい方法で行うものとする。

(2) 不法就労防止推進月間

条例第7条の規定に基づき、毎年11月を不法就労防止推進月間とする。

当該月間中は、関係機関と連携の上、街頭でのチラシ、啓発物品等の配布、合同パトロール等に取り組む。

(3) 外国人の雇用状況に関する調査

条例第8条第1項の規定に基づき、事業者（外国人を雇用する者に限る。）に対し、県内で就労する外国人の雇用の状況に関する調査を実施し、不法就労の防止に関し、事業者における課題、ニーズ等を把握及び分析し、県の施策に反映させるものとする。

(4) 外国人材適正雇用推進宣言制度

不法就労に頼らない産業構造・地元経済を促進するため、外国人材適正雇用に係る雇用主の意識啓発を図ることを目的に実施する。

当該制度は、事業者等が「不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない」の外国人材適正雇用3原則を宣言した旨を、知事に対し申し出ることにより行うものとする。

(5) 啓発巡回

職員が県内の事業者を訪問し、外国人材適正雇用について啓発及び指導を行う。

また、職員による巡回に加え、委託事業者による巡回についても併せて実施する。

(6) 不法就労活動通報報奨金制度

不法就労活動をしたと思料する外国人等を知った者から知事に対し通報があった場合に、当該通報に基づいて刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条第1項に規定する送致（入管法第73条の2第1項各号に係るものに限る。）がなされたときは、知事は、当該通報をした者に対し、必要に応じて報奨金を交付する。

(7) 不法就労対策に係る連絡会議

県及び市町村その他の団体からなる会議を設け、連携協力体制を整備することにより、外国人の不法就労活動の防止に関する施策を推進する。

第5 その他必要な措置

(1) 関係機関との連携・情報共有

ア 県警察

条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、職員が不法就労活動を助長したと思料する者を覚知した際は、県警察の警察官に対し通報を行う。

イ その他

条例の規定に基づくものではないが、ア以外の違法行為を覚知した場合には、必要に応じて関係機関への通報を行う。

(2) 通報手段の整備

不法就労に関し、県民等から広く情報提供を求める手段として、不法就労情報提供システムを整備する。

提供を受けた情報については、職員が確認を行った上で、必要に応じて県警察へ提供するものとする。

(3) 人材確保への支援

不法就労者に頼らない事業の運営を促進するため、特に不法就労者が多い業種における人材の確保について、必要な支援を行うものとする。